　　　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱

制定　令和６年10月17日付け長第604号

（目的）

第１　外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、外国人介護人材を受入れる（受入予定を含む。）介護サービス事業所等が実施する取組の経費に対して、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助事業者）

第２　この補助金の補助事業者は、岩手県内で介護保険法（平成９年法律第123号）上の介護事業を行う法人又は岩手県内に所在し外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設を運営する法人とする。

（補助事業の区分等）

第３　補助事業の区分、補助対象経費、補助基準額及び補助率は別表第１のとおりとする。

２　補助額は、補助基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額以内の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額とする。

（交付の条件）

第４　規則第６条第２項の規定により付す条件は、次のとおりとする。

(１)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

(２)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(３)　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（軽微な変更）

第５　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(１) 様式第１号別紙２に掲げる総事業費の30パーセントを超える増減

(２)　補助事業の中止又は廃止

(３)　上記各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（申請の取下げ期日）

第６　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（財産の処分に係る制限の期間）

第７　規則第19条第１項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号により厚生労働大臣が定める期間とする。

２　規則第19条第１項第２号に規定する知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械及び重要な器具とする。

（立入検査等）

第８　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付方法）

第９　補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第10　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第５号）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第11　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補則）

第12　この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、令和６年10月17日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表第１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の区分 | | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
| 介護サービス事業所等が実施する取組 | １　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 | （１）　雇用予定の外国人介護職員が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費  （２）　介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費  （３）　介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費  （４）　多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費  （５）　外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費  （６）　外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費  （７）　コミュニケーションの促進に資するような研修（介護技能実習評価者養成講習等）の受講経費 | １事業所等当たり30万円 | ２／３ |
| ２　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 | （１）　外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費  （２）　その他外国人介護職員の介護福祉士資格取得に資する取組に係る経費 |
| ３　外国人介護職員の生活支援に必要な取組 | （１）　外国人介護職員の孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費  （２）　地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費  （３）　その他外国人介護職員の生活支援に資する取組に係る経費 |
| 介護福祉士養成施設が実施する取組 | 介護福祉士養成施設に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組 | （１）　留学生向けの介護福祉士国家試験対策教材の作成に必要な経費  （２）　留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費  （３）　教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費  （４）　その他留学生への教育の質の向上に資する取組に係る経費 | １施設当たり30万円 | ２／３ |
| 備考　介護サービス事業所等が実施する取組の区分１から３について、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金の交付を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、区分１から３までの取組内容と重複しない場合はその限りではない。  　　　介護福祉士養成施設等職員（教職員等）の給料等人件費に補助金を充てることは認められない。 | | | | |

別表第２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | １　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付申請書  ２　外国人介護人材受入施設等環境整備事業計画書  ３　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金所要額調書  ４　見積書  ５　補助事業に係る収支予算書  ６　その他知事が必要と認めるもの | 様式第１号  様式第１号別紙１-１又は１-２  様式第１号別紙２ | １部  １部  １部  １部  １部  １部 | 別に定める |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | １　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書  ２　交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの  ３　その他知事が必要と認めるもの | 様式第２号 | １部  １部  １部 | 当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | １　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金実績報告書  ２　外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書  ３　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金所要額精算調書  ４　外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金請求書  ５　支払いが分かるもの（写し）  ６　補助事業に係る収支決算書  ７　その他知事が必要と認めるもの | 様式第３号  様式第３号別紙１-１又は１-２  様式第３号別紙２  様式第４号 | １部  １部  １部  １部  １部  １部  １部 | 当該事業が完了した日（規則第６条第１項第３号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日以内又は交付の決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い日 |